

## 他団体における経営努力認定の基準

	経営努力と認定する場合(利益)	経営努力と認定しない場合
地方独立行政 法人会計基準 及び注解	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益 ○中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した結果発生した利益 ○その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合	●本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められる場合
岐阜県(案)	○運営費交付金算定対象収入(授業料、入学金、入学検定料等)が見込額(平成22年度見込額で固定)を上回ったことにより生じた利益 ○運営費交付金算定対象外収入(文献複写料収入、受託事業収入等)から生じた利益 ○普通運営費交付金(効率化対象経費)を財源として本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益	●会計基準の規定に基づき判断
北海道	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益 ○中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した結果発生した利益 ○その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合	●本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められる場合
青森県	○自己収入から生じた利益 ○運営費交付金収益(用途を特定している経費分を除く。)から生じた利益	●学部並びに修士及び博士課程の学生収容定員の合計の充足率が一定率(90%)を下回った場合 ●天変地異等による中断等、予定された事業が行われていないと明らかに認められる場合 ●県派遣職員の給与等に要する人件費、プロパー職員の退職手当に要する経費及び特別経費(更新備品費、その他配慮を要する経費)として交付された運営費交付金のうち費用の発生額が運営費交付金算定時の見込みより少ない場合
岩手県	○中期計画に記載された学部、修士、博士の各課程における各学生収容定員を在籍者が充足している場合	●各課程における学生収容定員に対し、在籍者が一定率(※)を下回った場合 ※平成17～18年度:85% 平成19～22年度:90%
福島県	○法人の自主財源(学生納付金、医業収入及び外部資金等)により生じた利益 ○運営費交付金により生じた利益(特殊要因経費に充当される運営費交付金により生じた利益を除く。)	●運営費交付金により生じた利益のうち特殊要因経費に充当される運営費交付金により生じたもの
東京都	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によるもの(授業料収益、入学金収益、受託研究等収益等) ○効率化係数対象の運営費交付金収益によるもの(評価委員会が行う項目別評価において、「1年度計画を順調に実施している」又は「2年度計画をおおむね順調に実施している」との評価を評価項目のおおむね80%以上で得ていることを条件とする。) ○効率化係数対象外の運営費交付金収益によるもの(特定運営費交付金によるものを除く。)で法人が計画通り事業を実施し、かつ業務を効率的に行った結果、剰余金が発生したことを確認したもの	●評価委員会が行う項目別評価において、「1年度計画を順調に実施している」又は「2年度計画をおおむね順調に実施している」との評価を評価項目のおおむね80%で得られなかった場合 ●学生収容定員の充足率が、学部で100%、大学院で90%を下回った場合 ●効率化係数対象外の運営費交付金収益によるもの(特定運営費交付金によるものを除く。)で法人が計画通り事業を実施し、かつ業務を効率的に行った結果、剰余金が発生したことを確認できなかったもの
新潟県	○運営費交付金算定対象収入が当初予定額を上回った結果生じた利益(授業料等) ○運営費交付金算定対象外の事業を行った結果生じた利益(競争資金、受託研究等) ○中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益(人件費、管理経費の抑制等)	●大学全体の学生収容定員を在籍者が一定率(国立大学法人に準拠し90%)を下回った場合
静岡県	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(例…外部資金による利益、入学検定料の増加等) ○中期計画(年度計画)の記載に照らして、本来行う業務を効率的に行った結果生じたために費用が減少した場合(中期計画に記載された学部、修士、博士の各課程における各学生収容定員を在籍者が充足している場合)	●各課程の学生収容定員に対し在籍者が90%を下回った場合
愛知県	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(自己収入等による利益) ○中期計画(年度計画)の記載に照らして、本来行う業務を効率的に行った結果生じた利益(運営費交付金による利益)	●本来行うべき業務を行わなかったために費用・収益が減少したと認められる収益(運営費交付金による利益)＝各学部及び研究科ごとの学生収容定員に対し在籍者が一定率(国立大学法人に準じて90%)を下回った場合

	経営努力と認定する場合(利益)	経営努力と認定しない場合
三重県	○会計基準の規定に基づき判断	●会計基準の規定に基づき判断
大阪府	○評価委員会が行う年度評価の結果を踏まえ、中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を行った結果発生した利益(教職員人件費、管理的経費の抑制等) ○運営費交付金対象収入が当初予定額を上回った結果生じた利益(学生納付金、獣医臨床センター収入等) ○運営費交付金対象外の事業を行った結果生じた利益(国プロジェクト事業・受託・共同研究収入等)	●各学部及び研究科ごとの学生収容定員に対して、在籍者が一定率(国立大学法人に準じて、平成17～22年度:90%)を充足しない場合
和歌山県	○法人の自己収入が見込みを上回ったことによる収入増(検定料、財産使用料、診療収入等) ○受託研究費、寄附金等外部資金獲得による収入増 ○運営費交付金の算定上、精算することとしない経費の費用減(物件費、退職手当以外の人件費等) ○受託研究費等外部資金を財源とする経費の費用減	●本来行うべき業務を行わなかったことによる費用減 ●退職手当として予算措置した運営費交付金の当該年度の支出未済額
島根県	○自己収入増による利益 ○収入増による利益以外の利益で、次のア又はイにより行うべき業務を行わなかったと判断された場合以外の場合 ア:評価委員会が年度評価の結果、中期目標項目別評価において「大学の教育研究の質の向上」を除く4項目中2項目以上がC又はDの評定であった場合 イ:学部、修士、博士、短期大学の学科、専攻科の各単位で、学生収容定員に対する在籍者数が、平成19～21年度85%、平成22～24年度90%を下回った場合	●評価委員会が年度評価の結果、中期目標項目別評価において「大学の教育研究の質の向上」を除く4項目中2項目以上がC又はDの評定であった場合 ●学部、修士、博士、短期大学の学科、専攻科の各単位で、学生収容定員に対する在籍者数が、平成19～21年度85%、平成22～24年度90%を下回った場合
広島県	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によるもの(授業料収益、入学金収益、受託研究等収益等) ○運営費交付金収益によるもので、中期計画(年度計画)の記載に照らして、本来行う業務を効率的に行った結果生じたために費用が減少し、その結果発生した利益	●用途を特定して交付された特定運営費交付金によるもの ●本来行うべき業務を行わなかったために費用・収益が減少したと認められるもの
山口県	○大学全体の学生収容定員に対する在籍学生数の比率が0.9以上の場合 ○中期計画全体の進捗が「標準(B評価)」以上の場合 ○年度計画において、明らかな業務懈怠により「未達成(評価1点)」となった項目がない場合	●大学全体の学生収容定員に対する在籍学生数の比率が0.9を下回った場合 ●中期計画全体の進捗が「標準(B評価)」を下回った場合 ●年度計画において、明らかな業務懈怠により「未達成(評価1点)」となった項目がある場合
福岡県	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(学生納付金、附属病院収入、受託・共同研究収入等) ○中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果、費用の減少により発生した利益(教職員人件費、管理的経費の抑制等)	●学部及び当該学部に関連する大学院の学生収容定員の合計の充足率が90%を下回った場合 ●天変地異等により予定された事業が実施されていないことが明らかな場合 ●特別交付金等の執行残(運営費交付金債務として繰り越し、利益は生じない)
長崎県	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(授業料収益、入学料収益、検定料収益、受託研究費収益等) ○中期計画に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合に、その結果として発生したもの(物件費) ○その他法人において経営努力によることを立証したもの	●運営費交付金の算定時に、毎年度必要額を積み上げることにより算定した経費によるもの(人件費、退職手当、施設整備費) ●本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことによるもの(物件費) ●その他、法人の経営努力によるものと認められないもの
熊本県	○運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益によるもの ○中期計画(年度計画)の記載に照らして、本来行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益 ○その他法人において経営努力によることを立証した利益	●本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められるもの(例:学部及び大学院の各学生収容定員に対し在籍者が一定率(国に大学法人に準じ90%)を下回った場合、受験者数が募集定員に満たなかった場合)
大分県	○中期計画及び年度計画の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益(人件費、管理的経費の抑制等) ○運営費交付金算定対象収入が当初予定額を上回った結果生じた利益(授業料等) ○運営費交付金算定対象外の事業を行った結果生じた利益(競争的資金、受託研究事業費等)	●各学部、研究科及び学科・専攻科の学生収容定員に対して、在籍者が一定率(※)を下回った場合 ※国立大学法人に準じて下記のとおり 平成16～18年度:85% 平成19～21年度:90%
国(国立大学法人)	○中期計画に記載された学部、修士、博士、専門職大学院の各課程における各学生収容定員を在籍者が充足している場合 ○特別教育研究経費により措置された事業及び法人内予算におけるプロジェクト事業等の場合	●学部、修士、博士、専門職大学院の各課程における学生収容定員に対し在籍者が一定率(※)を下回った場合 ※平成16～18年度:85% 平成19～21年度:90% ●天変地異等による業務の中断等、予定された事業が実施されていないと明らかに認められる場合